

# 承元の法難の真相

今年の夏期講座は承元の法難をめぐってお話を申し上げることになっております。

この承元の法難をなぜ取り上げたかと申しますと、本年(平成19年)が承元の法難からちょうど800年の年に当たるからです。もう一度、この承元の法難とはどういうものであったかということをお互いに確認しておく必要があるだろうとの思いでお話をさせていただきます。

浄土真宗では「承元の法難」と呼んでいます。同じ事件を浄土宗の方では「建永の法難」と呼んでおります。と申しますのは、この事件が起こりましたのは、正確に言いますと、建永2年(1207)です。建永2年は10月25日に改元になりまして、承元元年となりました。親鸞聖人は改元がありますと、新しい元号でその年全体を呼ぶことにしていっしょにいます。

『教行証文類』(教行信証)の後序といわれる文章には「承元丁卯の歳」と書いてあります。これはこの年全体を意味する言葉として使っておいでになりますので、「丁卯の歳」と言えば建永2年でもあり、承元元年でもあるわけです。

実は、当時は元号が頻繁に変わっております。聖人がお徳度をなされたのは養和元年ですが、翌年は寿永元年に変わっており、建永2年が承元元年に改元され、また『教行証文類』の選述に関係の深い元仁元年は貞応3年ですが、元仁2年は嘉禄元年になるというように、一年ごとに元号が変わることがしばしばありました。明治になってからは天皇一代の間、元号は一つだけということで、一世一元となりました。すなわち明治天皇がご即位なさって崩御されるまでは明治、次に大正天皇がご即位なさって崩御になるまでは大正というように、天皇一代の間、元号は一つということに決まったのでした。昔はそうではありません。特に大き

な事件があったり、あるいは大飢饉や大地震が起ったりしますと、元号を改めたのです。元号を改めることによって、新しく出発しようとしたのです。

『新古今和歌集』の選者であり、また『小倉百人一首』の編纂者として有名な歌人、藤原定家の日記『明月記』の建永2年1月24日の条にこんな記事が出ています。

朝廷の高官である「頭の弁(蔵人頭)」から専修念仏停止の宣下が重ねてありそうだと聞いた。重大な事件が起っているらしいが、子細はわからないから、ここに書くわけにはいかない。

という記事が見えます。専修念仏というのは法然聖人のみ教えのことを指していますから、その頃、法然聖人の教えを禁制にするという勅命が出されそうな情勢になっていたことがわかります。それから間もなく朝廷から念仏停止の宣下があったものと考えられます。『明月記』には2月9日の条には、

近日、只、一向専修の沙汰、からめとられ、拷問せらると云々。筆端の及ぶところにあらず

と記されています。法然聖人の弟子たちが検挙されて拷問にかけられているというのです。

親鸞聖人は、『教行証文類』の後序に、

ここをもつて興福寺の学徒、太上天皇[後鳥羽の院と号す、諱尊成]今上[土御門の院と号す、諱為仁]聖曆、承元丁卯の歳、仲春上旬の候に奏達す。主上臣下、法に背き義に違し、忿りを成し怨みを結ぶ、

と言われています。ここには興福寺から朝廷に出されていた『興福寺奏状』と呼ばれる訴状が朝廷に取り上げられて、承元の法難が起きたのは「承元丁卯の歳、仲春上旬の候」であったと言われています。さきに述べたように、建永2年2月上旬は、承元元年の2月上旬のことですから、『明月記』と『教行証文類』の記事とは完全に一致していることがわかります。おそらく親鸞聖人もその頃検挙されたの

だと思えます。

2月の上旬に検挙が行われて、2月20日前後には判決が下ったようです。『法然聖人行状絵図』巻33によれば、法然聖人は2月28日、僧籍を剥奪して藤井元彦という俗名を与え、土佐の国に遠流に処すという刑が宣下されています。実際に京都を出発されたのは3月16日だったといわれていますし、流刑地も讃岐の国に変わっています。親鸞聖人が越後にご流罪になったのもおそらく2月の末から3月の初め頃のことでしょう。

『歎異抄』の附属文書によれば、この時、

善綽房

性願房

住蓮房

安楽房

の4人が死刑になり、四国へ流された法然聖人、越後の国府へ遠流となった親鸞聖人をはじめ、

浄聞房(備後国)

禅光房(伯耆国)

好覚房(伊豆国)

行空法本房(佐渡国)

成覚房(阿波国)

善恵房の8人が遠流の刑に処せられることになったが、成覚房と善恵房は、前題大僧正(慈円僧正の誤り)が身柄を預かるということになって、流罪にはならなかったといわれています。しかし、『血脈文集』や、覚如上人の『拾遺古徳伝』などによれば、身柄預かりになったのは善恵房証空上人だけで、成覚房幸西上人は四国の阿波へ流罪になっています。

死刑とそれに次ぐ遠流という最高刑を科する裁判が、検挙からわずか10日ほ

どの審議で判決を下し、法然聖人を除いてその月のうちに処刑してしまうということは、いくらこの時代であったとしても無道な裁判であったと言えましょう。『歎異抄』には、

時に、興福寺の僧侶、敵奏の上、御弟子の中、狼藉子細あるよし、無実の風聞によりて罪科に処せらるる人数の事

と記していますが、「無実の風聞」とは根拠のない噂話ということで、実体のないスキャンダルのことです。そんな噂によって罪科に処せられたということです。覚如上人の『拾遺古徳伝』には「物忽の沙汰にて左右なく誅せられおはりぬ」と書いてあります。「物忽の沙汰」とは、まことに慌しい判決という意味ですから、ろくに審議もなされぬままこの事件は葬り去られてしまったということです。(梯實円)